



2026年6月23日
NS ユナイテッド海運株式会社

この度、以下の通り次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定致しましたのでお知らせいたします。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当社従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日 ～ 2028年 3月 31日までの 2年間
2. 内容

目標1：育児休業または休暇を取得する社員への、キャリア形成支援を行う。

<実施時期および対策>

●26年度以降～

- ・育児休業または休暇を取得する陸上職社員にオンライン学習プラットフォームでの学習機会を提供し、取得前に実施する面談において活用を促す。
- ・育児休業または休暇を取得した陸上職社員との面談実施を継続し、職業能力の開発および向上のための情報提供を行う。

目標2：計画期間中の男性社員の育児休業取得率を75%以上とする。

<実施時期および対策>

●26年度以降～

- ・育児に関する社内制度等をまとめたガイドブックを作成し、対象者へ周知する。

目標3：年間を通じた、全社員の月平均法定外労働時間を20時間以下とする。

<実施時期および対策>

●26 年度以降～

- ・ 毎月の時間外労働状況を集計し、把握する。
- ・ 特別条項適用者を中心に長時間労働する社員の所属長に対してのヒアリングを継続する。

目標 4：年次有給休暇および会社独自の法定外休暇を合わせた取得日数を、全社員(陸上職)において最低 8 日以上とする。

<実施時期および対策>

●26 年度以降～

- ・ 取得促進のため、年間取得目標日数を設定し周知する。
- ・ 有給休暇取得奨励日を設定し、全社的に周知し取得を働きかける。
- ・ 期中に取得状況を確認し、取得日数が少ない社員に対して取得を働きかける。

本件に関する問い合わせ先：

総務グループ 秘書・人事チーム チームマネージャー 石原 望

TEL：03-6895-6400

以上